

第4次地域いきいき健康プランあまがさき(素案)に対するパブリックコメント募集結果

○4人の方から、17件の意見をいただきました。

○寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
尼崎市を取り巻く現状と課題 (P.3)			
1	人口の推移・人口推計について、人口減少の進行が見込まれないのではないか。	1	[その他] 本市は、2023年4月に改定した「尼崎市人口ビジョン」のなかで2070年までの将来人口を推計しています。推計にあたっては、2020年国勢調査結果における人口を基準とし、兵庫県の「阪神地域ビジョン2050」における数値を参考にしており、2070年までの50年間で、2020年人口比約6.6万人～12.8万人の減少を見込んでいます。
計画の体系図 (P.5)			
2	計画の体系図について、喫煙者は自殺率が高いことが知られているため、基本理念「いきるを支える自殺対策」から分野5「喫煙」に矢印を引いてほしい。	1	[意見を参考とする] 自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖するなかで起きているものと国において示されていますので、要因を特定することは困難な状況です。 本計画は市民の健康寿命の延伸に向け、8つの分野を4つの視点から総合的に推進するため、体系図では4つの視点から関係性の強い分野に矢印を引いているものです。
分野1 健康診査と健康管理 (P.6-7)			
3	「みなさんの取り組み」の部分に女性の枠を設け、女性の月経困難症や更年期症状等への対処について、かかりつけ産婦人科医をもつよう促す記載をしてほしい。	1	[意見を参考とする] 本計画では、市民の主体的な取組を進める観点から、3つの年齢層(ライフステージ)を設定し、それぞれのライフステージに応じた取組を進めてもらえるようにまとめていますので、女性の枠は設けていないものです。 なお、市が取り組むこととして、更年期症状など女性特有の健康課題について、様々な機会を通じて健康教育等の実施や正しい情報を啓発すると記載しており、かかりつけ産婦人科医をもつよう促すことも包含しています。
分野5 喫煙 (P.15)			
4	現状と課題について、「妊娠中は低出生体重児の出生」だけでなく、乳幼児突然死症候群のリスクについても追記してほしい。	1	[意見を反映した(付加)] 本計画では、喫煙によるリスクについて、低出生体重児の出生を代表例として記載していますが、乳幼児突然死症候群の要因にもなるため、追記します。
5	「みなさんの取り組み」について、喫煙室からは煙が漏れ、受動喫煙を防止できないため、「禁煙または分煙施設の利用を心がけましょう」の「または分煙」を削除してほしい。	1	[その他] 喫煙そのものは、法律で禁止されていない行為であるため、まちのどこかで喫煙行為が行われる可能性も当然想定されます。その場合、喫煙する場所として一般的により望ましいのは、喫煙所などの分煙施設となりますので、このような表記としています。
6	「市が取り組むこと」について、市職員が勤務時間中に特定屋外喫煙場所で喫煙し、自席に戻って周囲の同僚に呼出煙を吹き掛けていることから、「企業・事業所に向けて、職場での受動喫煙防止の取組を周知します。」の冒頭に、「市職員」を追記してほしい。	1	[意見を参考とする] 市役所も事業所の一つであり、職場での受動喫煙防止の取組を周知する対象です。 市職員についても、勤務時間中の禁煙や呼出煙を含めた受動喫煙防止について、引き続き周知していきます。
7	「市が取り組むこと」について、加熱式タバコに切り替えて「禁煙した」と誤解する人がいるため、誤解を解く啓発の実施について追記してほしい。	1	[意見を参考とする] 本市たばこ対策推進条例において喫煙の定義に加熱式たばこを含めているため、市が取り組む際にはあわせて啓発していきます。

分野7 こころの健康 (P.17-19)			
8	評価指標「こころの不調を感じた時に相談する人の割合(中高生)」について、R16目標値55%は低すぎる。子どもの権利を守る視点から、成人の目標値60%より高く設定してほしい。	1	[意見を参考とする] 本計画の目標値については、国・県と同様の指標であれば国・県の目標値を、それ以外は現計画の進捗状況から伸び率を勘案して設定しています。 なお、目標値以上の成果を目指して取組を行うとともに、中間評価時に目標を達成していた場合は、より高い目標値への見直しを検討していきます。
9	自殺に対する考え方の正しい知識を持つ人の割合(「そうは思わない」と回答した人の割合)の()が目立っていない。字を濃くするなど、目標として誤解の与えない表記にしてほしい。	1	[意見を反映した(付加)] 誤解を招かないようわかりやすい表記に変更します。
分野8 すこやか親子 (P.20-21)			
10	「10代の人工妊娠中絶実施率(15歳以上20歳未満女子人口千対)」のR16目標値2.2をR3兵庫県現状値2.0を下回るように目標設定してほしい。	1	[意見を参考とする] 本計画の目標値については、国・県と同様の指標であれば国・県の目標値を、それ以外は現計画の進捗状況から伸び率を勘案して設定しています。 なお、目標値以上の成果を目指して取組を行うとともに、中間評価時に目標を達成していた場合は、より高い目標値への見直しを検討していきます。
11	評価指標の中高生の「避妊方法の認知度」について、R16目標値を62%にしているが、90%以上となるよう目標設定してほしい。	1	[意見を参考とする] 本計画の目標値については、国・県と同様の指標であれば国・県の目標値を、それ以外は現計画の進捗状況から伸び率を勘案して設定しています。 なお、目標値以上の成果を目指して取組を行うとともに、中間評価時に目標を達成していた場合は、より高い目標値への見直しを検討していきます。
12	10代の予期せぬ妊娠を最小限にできるよう、当該計画で「プレコンセプションケア」や「性と健康の相談センター」を明記して、課題解決に取り組んでほしい。	1	[意見を反映した(付加)] プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことであり、具体的には、現在の体の状態を知り、生活習慣の見直しや将来の妊娠・出産や子育てなどに備えて正しい知識を身につけ、自分自身と家族、そして赤ちゃんの健康に役立てるための重要な考え方です。そのため、市が取り組むことに追記します。 また、性と健康の相談センター事業については、南北地域保健課や健康増進課で相談支援等を行うなかでその機能を一定果たしているところです。本計画において相談窓口をすべて記載することは困難であるため、具体的な取組を通じて周知を図っていきます。

[今回の意見公募の対象としていないもの]			
1	厚生労働省の「緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業」に、尼崎市が医師会、薬剤師会と連携し、積極的に参加することを求める。薬局販売に限らず、オンライン診療を活用したアクセス向上の取組を求める。緊急避妊薬の費用助成についても検討をお願いする。	1	当該調査事業は、厚生労働省から委託を受けた日本薬剤師会が都道府県薬剤師会へ依頼し、選定を受けた薬局において、すでに実施しているところです。 また、緊急避妊薬の処方については、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、原則、対面診療を推奨しており、本市においても積極的なオンライン診療の周知は行っていません。 なお、予期せぬ妊娠を予防するための正しい知識の普及啓発がまず重要と考えていますので、現在のところ緊急避妊薬の費用助成については考えていません。
2	厚生労働省が公表しているウェブサイト「スマート保健相談室」のURLを中学生・高校生が使用する学校用のタブレットのホーム画面に追加する、市ホームページ内にプレコンセプションケアに関するページを設けて厚生労働省「スマート保健相談室」等のURLを掲載するなど、悩みを抱えたときにいつでも正しい情報を簡単にアクセスできるような環境整備を求める。	1	中学生・高校生に対する相談窓口については、タブレットへの掲載までは検討していませんが、関係部局と連携を取りながら、引き続き、情報提供していきます。 また、性に関する自己決定ができる力をつけるための支援として、プレコンセプションケアについても、中高生だけではなく、青壮年期を含め、市民にとってよりわかりやすい情報発信や啓発等に向けてホームページ等の内容を工夫していきます。
3	尼崎市の統計書「保健行政の概要」に、人工妊娠中絶実施報告数の記載はあるが、評価指標にある「人工妊娠中絶実施率」の記載がない。今後の統計書作成時にその記載を求める。	1	次年度以降、「保健行政の概要」に「人工妊娠中絶実施報告数」に合わせて「人工妊娠中絶実施率」も記載していきます。
4	匿名で性感染症検査ができる強みをもつ保健所において、ユースフレンドリーの視点を取り入れ中高生などの未成年であっても検査事業を利用できることを明示してほしい。具体的には、市ホームページには、年齢要件や身分証の要否、支援の内容などを記載してほしい。	1	尼崎市保健所では性感染症の心配がある方に対して匿名で検査を実施しており、中高生の未成年者であっても身分証を提示せず検査を受けていただくことができます。また、検査に関する相談や検査結果が陽性となった場合には専門医療機関へつなげる等支援をしており、今後はわかりやすく市ホームページに掲載していきます。
5	「「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について」に基づいてユースフレンドリーの視点を取り入れた思春期保健対策を行うことを求める。	1	「「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について」は、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行うとされています。 これまで保健師と養護教諭が連携して性に関する取組を行ってきました。今後も、学校等と連携を図りながら、思春期保健の取組を充実させていきます。